

避難確保計画 作成の手引き

近年、全国各地でさまざまな自然災害が発生しており、平成 28 年 8 月に発生した台風 10 号では、高齢者福祉施設で多くの方が犠牲になるなどの被害が発生しました。

これを受け、水防法等の法律が改正され、水害の浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等に以下の義務が課されています。

- 「避難確保計画」の作成
- 「避難確保計画」を作成（または変更）した旨を市へ報告
- 「避難確保計画」に基づく避難訓練
- 実施後 1 か月以内をめぐり、避難訓練を実施した旨を市へ報告

避難確保計画とは？

水害や土砂災害が発生するおそれがある施設が、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。

避難確保計画の対象施設は？

八尾市内の要配慮者利用施設のうち、水害の浸水想定区域内にある施設、土砂災害警戒区域内にある施設で、八尾市地域防災計画に記載されている施設が避難確保計画作成の対象です。

※現時点で八尾市地域防災計画に記載がない要配慮者利用施設（新たに設置された施設など）でも浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に所在する施設は、避難確保計画の作成をお願いします。対象施設かどうか、不明な場合は危機管理課までお問い合わせください。

どうやってつくればいい？

施設利用者が円滑かつ迅速な避難が出来るように必要な事項（防災体制や訓練についても含む）がまとめられていれば、様式は問いません。

八尾市では、参考となる「避難確保計画のひな形」もご用意していますので、ご活用ください。

▼掲載場所（八尾市ホームページ）

ページ ID 検索の場合は「1002147」

https://www.city.yao.osaka.jp/kurashi_tetsuzuki/anken_bousai_shoubou/1002088/1015407/1002132/1002147.html

※令和 8 年 5 月から、新しい防災気象情報の運用が開始され、警報等の名称が変更となりました。「避難確保計画のひな形」を一部変更しておりますので、すでに計画を策定されている施設においても確認をお願いします。

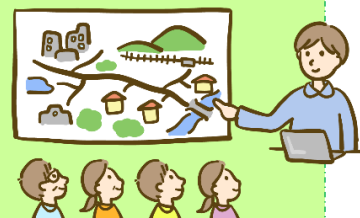
（再提出の必要はありませんが、施設内で修正、保管してください）

年１回以上の訓練をお願いします

避難確保計画に基づく訓練を年１回以上実施し、市に報告してください。訓練は、実際に避難場所へ移動する訓練だけでなく、図上訓練や職員のみで行う訓練も対象になります。

避難訓練の例

- ・ 非常時に防災体制を取ることができるか等の情報伝達訓練
- ・ 避難経路の確認訓練（地図や施設の館内図を利用して、避難ルートを確認する等）
- ・ 実際に避難所へ移動を行う立退き避難訓練
- ・ 施設内の避難場所へ移動を行う垂直避難訓練
- ・ 非常持出し品等の確認訓練（在庫状況、使用可能かどうかの確認等）



※なお、訓練については、消防訓練などの訓練と同時に実施していただいても問題ありません。

以下は、八尾市で用意した「ひな形」を利用する際の補足です。

年 月 日

八尾市長 様

押印はなくても差し支えありません。

(施設名)
(住 所)
(施設所有者)

※所有者と同じであれば記載不要。

(住 所)

※法人の場合は、名称及び代表者名

(施設管理者)

避難確保計画作成（変更） 報告書

別添のとおり、水防法第 15 条の 3 及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律第 8 条の 2 に基づき、避難確保計画を

☐	作成
☐	変更

したので報告します。

施設の名称			
施設の所在地			
施設の用途			
連絡先	担当者		
	電話番号		
	FAX		
	e-mail		
変更理由 (計画変更時のみ)			
※受付印	※備考		

※印の欄は記入不要

必要に応じて加除修正を行っても構いません。

年 月 日

「**（施設名）**」における避難確保計画

第1節 総則

1 目的

この計画は、水防法第15条の3第1項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項の規定に基づくものであり、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 避難確保計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務または施設を利用する全ての者に適用する。

3 計画の報告

計画を作成した時、また変更した時は、チェックリストを添えて八尾市へ報告を行う。

第2節 防災体制

1 施設が有する災害リスク等について

（やお防災マップを確認してチェックを入れる。）

土砂災害（警戒区域等に位置するか）	
☐	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
☐	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
☒	該当なし
洪水（洪水浸水想定区域に位置するか）	
☒	大和川（想定される浸水深：0.5～3.0m未満）
☐	寝屋川流域（想定される浸水深： ）
☐	該当なし
雨水出水（内水浸水想定区域に位置するか）	
☒	浸水想定あり（想定される浸水深：0.1～0.3m未満 ）
☐	該当なし

災害リスクについては、やお防災マップまたはやおデジマップから確認できます。

① やお防災マップ（9～36ページ）

https://www.city.yao.osaka.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_bousai_shoubou/1002088/1002159/1002163.html

② やおデジマップ

https://www.sonicweb-asp.jp/yao/map?theme=th_54

2 災害発生時取る体制について

・「体制確立の時期」に合わせて、次の防災体制にて対応する。

	体制確立の時期	活動内容	対応要員(※1)
注意体制	【警戒レベル2】 - レベル2大雨、氾濫注意報の発表 - レベル2氾濫注意情報（氾濫注意水位）の発表（※2） - レベル2土砂災害注意報の発表	- 気象情報等の情報収集 - 使用する資器材の準備 - 統括管理者への情報報告	情報連絡班 装備品等準備班
警戒体制	【警戒レベル3】 - 警戒レベル3高齢者等避難の発令 - レベル3大雨警報、氾濫警報の発表 - レベル3氾濫警戒情報（避難判断水位）の発表（※2）	- 気象情報等の情報収集 - 保護者への連絡	情報連絡班 避難誘導班
危険体制	【警戒レベル4】 - レベル4大雨警報、氾濫警報の発表 - レベル4土砂災害危険警報の発表	- 気象情報等の情報収集 - 施設内主体の避難誘導	全職員で対応

それぞれの色は 警戒レベル を示しています。

河川の水位による警戒レベルや、避難情報・気象情報の警戒レベルを参考にしながら、「体制」を整え、行動することを定める項目になります。

関連様式として、「防災体制一覧表」（提出不要）も作成しましょう。

（既存のものでも良い。）

※1 様式「防災体制一覧表」のとおり

※2 八尾市内の洪水予報河川の基準水位は次のとおり

（NHKのdボタンの防災情報等で、現在の河川水位情報の確認が可能）

水系等(※3)	大和川	寝屋川水系 寝屋川流域			
河川名 (観測所)	大和川 (柏原)	恩智川 (恩智川治水緑地)	楠根川 (萱振大橋)	平野川 (太子橋)	第二寝屋川 (昭明橋)
氾濫注意水位 (水防団が出動する 目安となる水位)	3.20m	7.05m	1.90m	2.30m	3.40m
避難判断水位 (避難情報発表の 目安となる水位)	4.50m	7.20m	3.16m	3.44m	4.40m
氾濫危険水位 (洪水により河川が氾濫する おそれのある水位)	5.10m	7.35m	3.21m	3.54m	4.55m

※3 第2節 防災体制「1 施設が有する災害リスク等について」の「水害」欄で選択した水系を指す。

災害発生に備えどんな情報を収集し、伝達するのかを定める節です。
 関連様式として、「緊急連絡網」（提出不要）も作成しましょう。
 （既存のものでも良い。）

第3節 情報収集及び伝達

1 情報収集

- ・収集する主な情報および収集方法は、以下のとおりとする。
- ・停電時はラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、停電に備えて、乾電池、バッテリー等の備蓄に努める。
- ・収集した情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、危険な前兆がないか等を施設内から確認を行う。

	収集すべき情報	入手先
共通の情報	【防災気象情報（気象庁）】 ・早期注意情報（警報級の可能性）	・テレビ、ラジオ、気象庁 HP ・防災アプリ、メール通知サービス（おおさか防災ネット）
	・避難情報（八尾市） 警戒レベル 3 高齢者等避難 警戒レベル 4 避難指示 警戒レベル 5 緊急安全確保 ・避難所の開設状況（八尾市）	・テレビ、ラジオ、市HP、おおさか防災ネット ・メール通知サービス（おおさか防災ネット）、緊急速報メール 等
	道路の通行止め情報	・日本道路交通情報センターの HP 等
洪水	・レベル 2 氾濫注意報、レベル 3 氾濫警報 レベル 4 氾濫危険警報、レベル 5 氾濫特別警報 ・レベル 2 大雨注意報、レベル 3 大雨警報 レベル 4 大雨危険警報、レベル 5 大雨特別警報 ・大雨キキクル（洪水キキクル）	・テレビ、ラジオ、気象庁 HP、おおさか防災ネット ・メール通知サービス（おおさか防災ネット） ・川の防災情報のHP（国交省） ・大阪府河川防災情報のHP
内水（雨水出水）	・レベル 2 大雨注意報、レベル 3 大雨警報 レベル 4 大雨危険警報、レベル 5 大雨特別警報 ・大雨キキクル（浸水キキクル）	・テレビ、ラジオ、気象庁 HP、おおさか防災ネット ・メール通知サービス（おおさか防災ネット）
土砂災害	・レベル 2 土砂災害注意報、レベル 3 土砂災害警報、 レベル 4 土砂災害危険警報、レベル 5 土砂災害特別警報 ・土砂キキクル	・テレビ、ラジオ、気象庁 HP、おおさか防災ネット

2 情報伝達

- ・様式「緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、「1 情報収集」で収集した情報を施設内関係者間で共有する。
- ・避難を開始する際には、施設利用者用緊急連絡網等に基づき、その旨を連絡する。
- ・避難完了後、避難場所周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能と判断される場合には、施設利用者用緊急連絡網等に基づき、引き渡しを行う旨を連絡する。

避難に関することをまとめた節です。
関連様式として、「避難経路図」(要提出)も作成しましょう。
(既存のものでも良い。)

第4節 避難誘導等

避難場所(名称)	〇〇〇小学校
(住所)	八尾市〇〇-〇〇-〇〇
屋外避難が難しい場合 (※1)	本施設の(2)階以上に移動する (施設の浸水想定より上階層が高いか事前に確認する。)
避難開始のタイミング	第2節 防災体制「2 災害発生時取る体制について」に基づく(※2)
避難経路	様式「避難経路図」のとおり

1 避難場所

- ※1 土砂災害が警戒される場合は、早い段階で区域外の安全な場所へ立退き避難する。
- ※2 周辺の状況にあわせて、危険が迫っている・危険であると判断した場合は、臨機応変に判断し、避難を開始する。

2 避難誘導方法

- ・避難場所への避難については、原則歩行とし、避難誘導に際しては、拡声器等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。やむを得ず車による避難を行う場合は、避難経路等について確認の上、実施する。
- ・夜間の屋外避難については、避難者が誘導員を識別し、誘導用ライフジャケット(又は明るい色の衣類)

記載のものは、国交省の様式例を並べたものです。施設の状況等に応じて、加除修正して構いません。
また、緑部分は提出時には削除してください。

3 避難確保を図るための設備等の配備

- ・情報収集、伝達及び避難誘導に使用する設備等について
また、日頃から維持管理に努め、新たに必要なものを
(必要に応じて、設備や物品を追記・削除してください。)

分類	設備等
設備	エレベーター、上下階の移動のできる大型スロープ、車いす、非常用電源、土のう、止水板、階段昇降機
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、インターネットに接続したパソコンやタブレット端末、固定電話、ファックス、携帯電話、スマートフォン、電池、バッテリー
避難誘導	名簿(施設利用者)、案内旗、ビブス、懐中電灯、ハンドマイク(拡声器)、雨具、ライフジャケット(明るい色の衣服)、ヘルメット、避難ルートを示したマップ(避難経路図)、救急用品、移動用車両
避難生活	水、食料、衛生用品、衣料品、電池、携帯充電器
その他	

第5節 防災教育及び訓練の実施

- ・災害発生に備え、年1回以上の訓練を行う
出する。
- ・必要に応じて避難確保計画の内容を職員や、利用者等に周知する。

避難訓練等に関する節です。
年1回の避難訓練の実施と、その結果を報告することが義務づけられています。

(第6節は自衛水防組織を設置する場合)

第6節 自衛水防組織の業務

(1) 下記「自衛水防組織活動要領」に

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施する。

・毎年 4月 に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。

・毎年 5月 に自衛水防組織の全構成員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、市町村長へ報告する。

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織に関する節です。

設置は努力義務です。設置した場合は必要項目を記入してください。

設置しない場合は、第6節と次ページの別表1・2は削除してください。

(本ページは自衛水防組織を設置する場合のみ記載し、設置しない場合は削除してください。)

別表 1 自衛水防組織の編成と任務

統括責任者	
(代行者)	

総括・情報班	担当者		役割
	班長		・ 状況の把握 ・ 洪水予報等の情報の収集 ・ 情報内容の記録 ・ 館内放送等による情報伝達 ・ 関係者及び関係機関との連絡
	班員	名	
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
避難・誘導班	担当者		役割
	班長		・ 避難誘導の実施 ・ 未避難者、要救助者の確認
	班員	名	
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		

別表 2 自衛水防組織装備品リスト

総括・情報班	●名簿（施設職員、利用者等） ● ●
避難・誘導班	●第４節「３ 避難確保を図るための設備等の配備」に記載のもの。 ● ●

(様式)

避難経路図

(防災マップやweb マップ等に避難経路を明記したものを添付してもよい。)